

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第166号

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則

京都市消防局組織規則の一部を次のように改正する。

第3条中「防災対策室」を「防災危機管理室」に改める。
防 災 課

第4条防災対策室の款を次のように改める。

防災危機管理室

- (1) 防災会議及び災害対策本部に関すること。
- (2) 危機管理基本計画及び危機管理本部に関すること。
- (3) 防災行政無線局に関すること。

第5条第2項中「係を」を「室及び係を」に改め、同条第4項中「消防局に理事、」及び「及び室」を削り、「担当部長」の右に「、室に担当部長又は担当課長」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 消防局に理事を置く。
- 4 防災危機管理室に防災課長及び危機管理課長を置く。

第7条第3項中「課長」の右に「(防災課長及び危機管理課長を除く。)」を、「係長」の右に「(第5条第5項の表の右欄に掲げる係長を除く。)」を加え、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「理事、」を削り、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

- 4 理事は、上司の命を受け、防災及び危機管理に関する事務を処理し、補佐

職員があるときは、これを指揮監督する。

- 5 防災課長及び危機管理課長並びに第5条第5項の表の右欄に掲げる係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第8条本文中「防災対策室長」を「防災危機管理室長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(関係規則の一部改正)

- 2 京都市消防職員被服等貸与規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「課長及び」を「室長及び課長並びに」に改める。

(消防局総務部企画課)